

第三次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況表（第1回点検）

(参考2) 國際的取組

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第3節の項目	府省名	取組概要 ※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等）」においても当該番号を引用してください。	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
1 3R国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援  ① 我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国において循環型社会が形成されるよう、国際機関の関係プロジェクトと連携を図りつつ、アジア3R推進フォーラムなど多国間の枠組みを通じて、3R推進に関する情報共有や合意形成をさらに推進する。  ② アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）がそれぞれの国に定着するよう、二国間政策対話等を推進し、3R国家戦略等の策定支援、循環型社会推進に係る法制度整備支援、学術・研究面での交流を進めるとともに、JICA等を通じた専門家の派遣や研修生の受け入れの拡大を図る。  ③ 地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ（IPLA）による都市間協力などを通じて、アジア各国の地方公共団体との知見・経験の共有や、技術協力等の連携を推進する。また、廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ（GPWM）等を通じて、国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更	外務省	<p>1. JICAにおいて、専門家の派遣や研修生の受入れ等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会の形成を支援。②)</p> <p>2. IETCやバーゼル条約、SDGsオープン・ワーキング・グループ（OWG）等の活動に積極的に参画する。また、バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約の連携強化を推進する。⑧)</p>	<p>1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。またODA対象国からの研修員受入を実施した。</p> <p>中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、大洋州</p> <p>2. IETCについては、エネルギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクト等を支援。また、SDGsについては、平成26年1月のSDGs・OWG第7回会合において持続可能な消費と生産が取り上げられた際、議論に積極的に参加した。</p>	<p>1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援する。またODA対象国からの研修員受入を実施する。</p> <p>ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、大洋州</p> <p>2. IETCについては、引き続き、活動の支援、参加に努める。</p> <p>バーゼル条約については、平成27年5月に第12回締約国会議が、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の締約国会議と合わせて開催されるところ、議論に積極的に参加する、また、2015年以降の国際開発目標に関する交渉においても、資源の環境効率に関する我が国の知見を生かすよう努める。</p>	
	環境	1. 環境省では、我が国の支援等により、ベトナム、インドネシア等ア	1. 平成26年2月にスラバヤ(インドネシア)で開催した第5回会	1. 長期的な視点での、アジア太平洋諸国における3Rの推進を促す取組	1. 今後も、引き続き、3R関連の事業形成や政策立案を促進するた

<p>なる促進を図る。さらに、3Rアジア市民フォーラム等を通じて、市民レベルでの情報交換・連携を進めるとともに、国際的な資源循環に関する研究を促進する。</p> <p>④ 上記取組を通じた各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業をはじめとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進する。また、政府・都市間レベルでの各国とのチャネルも活用し、関係府省が連携して、民間事業者と海外政府関係者との交流支援や、行政レベル・民間レベルで連携した海外展開の取組を進める。</p> <p>⑤ ④の取組を具体的に進めるため、アジア各国で我が国の事業者が実施する3R・廃棄物処理に関する事業の実現可能性調査を支援する。また、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を推進するための関係主体間の情報共有・連携や、海外に向けた我が国の3R・廃棄物処理技術の情報発信、海外展示会への出展支援等を行う。</p> <p>⑥ 途上国における温暖化対策とともに廃棄物問題等の環境汚染対策にも資する、いわゆるコベネフィット（共通便益）（注34）を達成する事業や政策の実施を支援する。</p> <p>⑦ バーゼル条約第11回締約国会議で、有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークが採択されたことを踏まえ、引き続き、指導的な役割を果たすとともに、その定着に向けた支援を行う。また、水銀廃棄</p>	<p>ジア数か国で3Rに係る国家戦略の策定を進めると同時に、各國における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催している。これらの国家戦略に基づく取組を促進するため国連機関（国連地域開発センター（UNCRD））への拠出を実施している。平成21年の設立会合以降、毎年「アジア3R推進フォーラム」を開催してきた。第4回会合ではアジア太平洋地域における3R推進のための今後10年間の政策目標を定めた「ハノイ3R宣言」を採択した。（①）</p> <p>2. 環境省においては、平成23年度から「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」として循環産業の育成・海外展開支援事業を開始し、平成25年度からは「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と改称した上で、途上国で問題となりつつある廃棄物に関する問題の改善と環境負荷低減を図る観点から、それまで実施してきた他の廃棄物適正処理に係る二国間協力等の業務と本事業とを有機的に結びつけ、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとしての循環産業の国際展開を積極的に支援している。また、各国内外の状況に適した政策目標やその進捗を把握した上で、二国政府間の協力として、法制度や基準等の作成について、我が国の経験やノウハウを伝え、各国への3R浸透の促進を目指す。（②、③、④、⑤）</p>	<p>合からは、島嶼国の関与をより明確にするため「アジア太平洋3R推進フォーラム」に名称を変更し、3Rの効果的な実行に向けた国家間協力、北南南協力、都市間・地方自治体間協力、産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明する「スラバヤ3R宣言」を採択した。</p> <p>として、平成27年以降のアジア太平洋3R推進フォーラムの開催計画を検討した。また、平成27年に開催予定のアジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合（モルディブ）の開催に向けた準備及び調整を実施している。</p> <p>2. 平成25年度には、海外展開を行う事業者の支援を10件（継続3件、新規7件）実施した。また、進出先国関係者の研修企画・運営業務として、日本の廃棄物処理・リサイクル政策について広く理解してもらうことを目的とする現地関係者の日本への招聘研修を実施しており、平成25年度は10か国から33名を招聘した。</p>	<p>め、「アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業」として国際機関への拠出を行なうほか、関連の事業を実施することとしている。また、アジア太平洋3R推進フォーラム等により、アジア太平洋諸国における3Rの推進に向けた政策対話を進め、更なる合意形成を目指していく。アジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合（モルディブ）を開催する。</p> <p>2. 今後、平成26年度以降の3年間は、平成25年度までの3年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、拡充期としてより戦略的に支援を実施していくこととしている。</p> <p>また、平成26年度の廃棄物処理、3R関連制度、戦略に関する協力は以下の通り。</p> <p>ベトナムでは廃棄物関連政令の策定を支援しており、6月に政令案を公開するワークショップに際して、専門家を派遣し、内容について提案、発言している。</p> <p>その他、焼却炉性能指針の策定とJICAと連携して自治体向け一般廃棄</p>
--	--	---	---

<p>物の環境上適正な管理に関するガイドラインの改定作業、POPs（注 35）ガイドライン等他のガイドライン策定に当たっても積極的に関与していく。</p> <p>⑧ OECD、UNEP 持続可能な資源管理に関する国際パネル、UNEP 国際環境技術センター（IETC）（注 36）、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリシジョン（CCAC）（注 37）、バーゼル条約の活動等に積極的に参画し、3 R・廃棄物処理に関する制度・技術や、リユース製品やリサイクル製品等をはじめとする持続可能な消費と生産に関する取組、物質フロー指標等に関する我が国の最新の知見・取組を反映させるなど国際的な情報発信を強化する。</p> <p>また、SAICM 国内実施計画に基づいて、バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約等の化学物質及び廃棄物の適正管理に係る条約との連携強化に係る活動を推進する。</p> <p>2012 年 6 月 ブラジルにて開催された Rio+20 の成果として今後交渉プロセスに着手することが合意された持続可能な開発目標（SDGs）や 2015 年以降の国際開発目標（Post-MDGs）、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みの検討（10YFP）において、世界規模での循環型社会の形成に向けて積極的に貢献するとともに、資源の環境効率に関する我が国の知見が生かされるよう努める。</p>		<p>3. 環境省では、平成 21 年度より、ミレニアム開発目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない 25 億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決のために、アジア地域等の途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全に向け、日本の優れたし尿処理技術である浄化槽を国際普及させる取組みを実施している。特に、ベトナム、中国を中心に、国内浄化槽メーカーや国際関係機関と連携しながら、二国間ワークショップや浄化槽の導入実地検証等を行</p>	<p>物処理計画のためのガイドラインの策定について支援を実施する。</p> <p>マレーシアでは食品廃棄物を対象とした国家戦略計画の策定、状況調査、ガイドラインの作成支援、成果報告ワークショップを実施する。</p> <p>アブダビ首長国では平成 27 年 1 月に相互の産官学を招いて展示会会場（Eco Waste 展）でワークショップを開催する。</p> <p>クウェートでは平成 27 年 1 月に両国の産官学を招いてワークショップを開催する。</p> <p>シンガポール訪日団（シンガポール環境庁とシンガポール環境関連事業者）を対象としてワークショップを 10 月に開催した。その際は日本の環境関連事業者を招いて実施した。</p> <p>日本環境衛生センター主催の第 7 回アジア 3R 自治体間ネットワーク会合の前日に 3R と廃棄物適正処理の推進を目的として官民連携ワークショップを開催する。海外から 5 都市と日本の自治体を招聘してワークショップを実施する。合わせて NGO によるセミナーも開催する。</p>	<p>3. JICA や日本サニテーションコンソーシアム（JSC）等と連携しながら、中国、ベトナムとのマルチな取り組みを通じて、二国間プロジェクトの成立に向けた取組を実施する。また、国内においては、途上国の行政担当者等に対し、国内の専門家による研修プログラムを実施し、浄化槽導入の効果及び個別処理の利便性・必要性の理解を促し、二国間プロジェクトの成立につなげていく。</p>
--	--	---	---	---

	<p>ている。(②、④、⑤)</p> <p>4. 環境省では、インドネシアとのコベネフィット協力に係る覚書に基づき、農水産業分野を中心同国の環境対策の強化に資する調査、能力構築を行っている。(⑥)</p> <p>5. バーゼル条約第11回締約国会議で採択された有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)に関するフレームワークについて、我が国は締約国会議で設置された専門家作業グループに参加し、条約における活動の実施を支援する等、積極的に取り組んでいる。また、我が国は、バーゼル条約の下で行われている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及びPCB廃棄物に関するガイドラインの改定作業を主導するとともに、他のPOPs廃棄物ガイドライン等の策定・改定作業について、我が国の知見を積極的にインプットしている(⑦、⑧)。</p> <p>6. 本施策は、我が国からUNEP国際資源パネル(旧・UNEP持続可能な資源管理に関する国際パネル)に財政的支援を行い、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見や関心事項を資源パネルでの議論に反映していくためのものである。我が国は、平成20年度からUNEP国際資源パネルへの資金拠出を行</p>	<p>4. 平成25年度に、インドネシアの農産業分野を対象として、環境負荷算定ツールの開発、及びワークショップ開催を含めた調査研究を実施した。</p> <p>5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)に関するフレームワークについて、平成25年の第11回締約国会議で設置された専門家作業グループに環境省職員が参加し、ESMフレームワークの実施や作業プログラムの策定のための議論に貢献した。また、我が国は、水銀に関する水俣条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン、及びPCB廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を主導するとともに、我が国の水銀廃棄物の処理技術、PCB廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、他のPOPs廃棄物ガイドライン等の策定・改定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献した。</p> <p>6. 平成25年11月にナイバシャ(ケニア)で開催のUNEP国際資源パネル第13回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。また、調査・研究の成果として、「金属リサイクルの機会・制約・インフラ」、「人為起源の金属フロー・サイクルの環境リスクと課</p>	<p>4. 平成26年度は過年度の協力内容をレビューし、成果や課題を取りまとめた上で今後の協力継続について検討を行う。</p> <p>5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)に関するフレームワークについて、我が国は、平成27年の第12回締約国会議に向けて、関連活動の支援等を通じて、具体化の検討に引き続き貢献していく。また、平成27年の第12回締約国会議における採択を目指し、我が国は、水銀に関する水俣条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン、及びPCB廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を引き続き主導していく。</p> <p>6. アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化しており、アジアは、今後の世界の資源利用に大きな影響を与えると考えられ、UNEPでの研究対象をよりアジアに向けさせる必要がある。今後は、資源パネルにおけるアジア出身のメンバーの増員等を通してアジア</p>
--	---	---	---

	<p>い、その拠出等に基づき、「天然資源利用と環境影響の経済成長からの分離」等の 11 の報告書が公表され、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されているなど、資源パネルの活動の着実な進展に貢献している。また、資源パネルの主要テーマの一つである「物質フロー分析」の知見取りまとめにおいて、我が国の研究者が中心的な役割を果たしている。(⑧)</p> <p>7. バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約との協力及び連携の強化のため、それぞれの締約国会議（COP）に加え、合同の COP を行っており、我が国からも積極的に議論に関与している。(⑧)</p>	<p>題」、「都市規模でのデカッピング：都市資源フローとインフラ移行のガバナンス」、「世界の土地利用調査：消費と持続可能な共有のバランス」、「資源資本の構築：どのように REDD+がグリーン経済に寄与するのか」の報告書が公表された。</p> <p>平成 25 年 11 月にパリ（フランス）で開催予定の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 4 回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。</p> <p>7. 我が国は、バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約に続く新たな化学物質・廃棄物関連条約となった「水銀に関する水俣条約」の採択・署名のための外交会議の議長国及びホスト国を務めた（平成 25 年 10 月）。</p>	<p>で開催予定の UNEP 国際資源パネル第 14 回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗確認を実施する。</p> <p>今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されるなど、パネルの活動が着実に進捗している。</p> <p>平成 26 年 6 月に OECD 資源生産性・廃棄物作業部会と連携し、環境に関するグローバル・フォーラムを東京に誘致し、拡大生産者責任に関する議論を行った。</p> <p>平成 26 年 12 月にパリ（フランス）で開催予定の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 5 回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認する。</p> <p>7. バーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの 3 条約に、昨年採択された水銀に関する水俣条約を加えた 4 条約の連携強化に係る活動を推進していく。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインなどバーゼル条約における取組で得られた知見は水俣条約の実施に活用できることから、特にこれら 2 条約についての連携強化に取り組む。</p>	<p>～パネルの関心を誘導していくことが課題である。</p> <p>今後も、引き続き、OECD 資源生産性・廃棄物作業部会に参画し、調査・研究の推進を図っていく。</p> <p>環境に関するグローバル・フォーラムでの議論を踏まえ、OECD 資源生産性・廃棄物作業部会にて、拡大生産者責任に関する情報をまとめるとする。</p> <p>7. バーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの 3 条約に、昨年採択された水銀に関する水俣条約を加えた 4 条約の連携強化に係る活動を引き続き、推進していく。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインなどバーゼル条約における取組で得られた知見は水俣条約の実施に活用できることから、特にこれら 2 条約についての連携強化に引き続き取り組む。</p>
経産省	<p>1. 経済産業省においては、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を行う対話の枠組みの構築を通じて、我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成を行うため、平成 19 年度より「循環型都市協力事業」として 13 件の事業化調査支援や専門家派遣による人材育成等を行ってきた。(④、⑤)</p>	-	<p>1. 平成 26 年度は「自治体間協力事業」としてベトナムをターゲットに法制度動向調査や関係行政機関による共同会議等への支援を行う事業を実施することとしている。</p>	<p>1. 我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成のため、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を実施していくこととしている。</p>

	<p>2. 経済産業省では、アジアにおけるインフラ整備需要の高まりは、資源循環制度を背景とした高い技術やオペレーションノウハウを有する我が国リサイクル企業にとって大きなビジネスチャンスであることを踏まえ、我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネス展開を促進させるべく、事業実施可能性調査（F S）を平成 21 年度から実施している。（⑤）</p> <p>3. 我が国企業が有する環境分野等の高い技術力を、アジアをはじめとする潜在市場を有する国に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握すること、また、その技術ニーズに対して、現地の実情に合わせた技術開発や実証を行い、コスト面も含めた我が国企業の技術の有効性を証明することが必要である。</p> <p>このため、経済産業省においては、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施しており、海外での実証事業に豊富な経験を有する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）の技術的な専門能力を活用すべく、同機構を実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援条件等を事前に明確化した上でプロジェクトの実施に当たっている。（⑤）</p>	<p>2. 平成 25 年度には 3 件の F S を実施した。これまでに実施した案件の多くは現地パートナー企業等との協議を継続している状況であり、事業化につながった案件もある。</p> <p>3. 平成 25 年度には 24 年度からの継続案件 1 件のほか、新たに 1 件の実証事業を実施した。実証事業の成果としては、実証実施企業と現地企業との合弁等により事業化に向けた進捗が見られるなど、現地ニーズに応じつつ環境にも配慮した適正なリサイクルシステムの構築が期待されている。</p>	<p>2. 平成 26 年度は、25 年度からの継続案件 1 件のほか、数件の F S を新たに実施することとしている。</p> <p>3. 現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を継続することとしている。</p>
--	---	---	---

	<p>文科省</p> <p>1. 循環型社会の形成も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主導機関として進める「国連持続可能な開発のための教育（ESD）」を、ユネスコと協力し推進している。ユネスコを通じて持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題を取り組み、我が国の提案により開始された「国連 ESD の 10 年（DESD）」のイニシアティブを推進している。（⑧）</p>	<p>1. 世界的な ESD 普及のため、ユネスコ本部へ ESD 推進のための信託基金を拠出している。（平成 25 年度拠出額 1 億 7 千万円）ユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置づけ、その質、両面の充実を図る。（ユネスコスクール数：平成 26 年 3 月現在 705 校）</p>	<p>1. 平成 26 年度は、「国連 ESD の 10 年」の最終年である 2014 年に日本政府とユネスコの共催で ESD に関するユネスコ世界会議を我が国において開催する。また、教育委員会・大学等が中心となり、ESD の推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域において ESD を実践することにより、ユネスコスクール以外への ESD の普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む。（平成 26 年度採択事業数：5 件）</p>	<p>1. 「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムである「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム」が示す 5 つの優先行動分野に重点的に取り組むため、ユネスコに対して信託基金を拠出するとともに、引き続き、教育委員会・大学等が中心となり、ESD の推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ESD の実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む。</p>
<p><b>2 循環資源の輸出入に係る対応</b></p> <p>① 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。</p> <p>② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。</p> <p>このため、そのような有害廃棄物等の輸入手続に対する事業者理解が促されるよう、ホームページ等を通じた手続案内等を拡充するとともに、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。</p> <p>③ 石炭灰、高炉水砕スラグ（注 38）</p>	<p>環境省、経済産業省</p> <p>1. 環境省は、有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを平成 16 年度から毎年度開催し、有害廃棄物の輸出入に係る取組事例等に関する情報交換等を行う等、アジア各国・関係国際機関との連携強化を図っている。また、環境省・経済産業省は、税関等とも協力して、廃棄物等の不法輸出の防止のための対策を強化している。（①）</p> <p>2. 國際的な移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、移動の円滑化を図るためにの対応を行っている。また、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。（②）</p>	<p>1. 環境省は、平成 25 年 11 月に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催した。また、環境省は、3R 推進月間の活動の一環として、平成 26 年 10 月、関係省庁と連携し、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、水際対策の強化を行った。また、環境省は、平成 26 年中に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催することとしている。</p> <p>2. 有害廃棄物等の輸入手続に対する事業者理解が促されるよう、「輸入手続きガイドブック」を作成し、平成 25 年 4 月に環境省ホームページに掲載した。また、環境省・経済産業省は、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、平成 26 年 11 月以降、全国各地（9 箇所）でバーゼル法等説明会を開催する等、事業者への手続き案内等の拡充を図ることとしている。</p>	<p>1. 環境省は、3R 推進月間の活動の一環として、平成 26 年 10 月、関係省庁と連携し、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、水際対策の強化を行った。また、環境省は、平成 26 年中に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催することとしている。</p> <p>2. 環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、輸入手続きの迅速化・簡素化のための省令改正を検討中である。</p>	

<p>など、我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源においては、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じることなどにより、輸出の円滑化を図る。</p>		<p>ル法等説明会を開催（平成 25 年度 全国 11 箇所）する等、事業者への手続案内等の拡充を図った。</p>		
<p>④ 國際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。</p>	<p>環境省</p> <p>1. 石炭灰などの循環資源については、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策を検討している。 (③)</p>		<p>1. 平成 26 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画において、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得ることとなった。</p>	<p>1. 「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得ることとしている。</p>
<p>国交省</p> <p>1. 國際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。 (④)</p>	<p>1. 港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用した。</p>	<p>1. 港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用している。</p>	<p>1. 國際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を引き続き図る。</p>	

(参考3) 東日本大震災への対応

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第3節の項目	府省名	取組概要 ※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等）」においても当該番号を引用してください。	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
<b>1 災害廃棄物の処理</b> <p>東日本大震災で生じた災害廃棄物については、関係する各主体と連携しながら、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）。平成23年5月16日環境省公表）、復興施策に関する事業計画と工程表、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（平成25年5月7日改定）等に基づき、着実に処理を進める。</p> <p>大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用するなど、できる限りその再生利用を図り、地域における循環型社会の構築を進めること。</p> <p>また、被災地では廃棄物の処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理についても着実に実施する。</p> <p>さらに、災害廃棄物の迅速な処理の観点から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、市町村から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、国が当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</p>	環境省	<p>1. 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理についてきめ細かな進捗管理を実施している。</p> <p>さらに、同法に基づき、岩手県及び宮城県からは広域処理の要請を受け、全国の自治体等に対して、両県内にて処理しきれないものを対象に、広域的協力を要請した。また、福島県の4市町（新地町、相馬市、南相馬市、広野町）から可燃物の処理について代行処理の要請を受け、国が処理を進めている。</p>	<p>1. 東日本大震災では、13道県（北海道、青森県、岩手県、宮城县、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県）で災害廃棄物が約2,000万トン（福島県の旧警戒区域・計画的避難区域を除く）、津波堆積物が約1,100万トン発生した。</p> <p>広域処理について、処理が困難な鉛が編み込まれた漁網や不燃物の篩下残渣等の受入れ先として13件を調整し、1都1府16県92件の広域処理を実施、約62万トンを処理した。</p> <p>着実な災害廃棄物の処理が実施できるよう、きめ細かな進捗管理を実施し、平成26年3月末までに福島県の一部地域を除いて、災害廃棄物の処理を完了した。</p> <p>再生利用率は災害廃棄物が約8割、津波堆積物のほぼ全量となり、公共事業（堤防復旧事業、海岸防災林普及事業等）にて約1,339万トンを利用した。</p> <p>相馬市に設置した仮設焼却施設により、新地町の可燃物については焼却が完了、相馬市の大部分の可燃物について焼却が完了した。</p> <p>広野町については、平成25年1月に受領した代行処理要請に基づき、仮設焼却施設の設置に向か</p>	<p>1. 処理の完了していない福島県の一部地域において、きめ細かな進捗管理を継続している。</p> <p>また、災害廃棄物処理特別措置法に基づき災害廃棄物（可燃物）の代行処理の要請を受けている4市町のうち、処理が完了していない2市町について国が処理を実施している。（広野町は仮設減容化処理施設の建設工事中。南相馬市は仮設焼却炉設置に向けて準備中。）</p>	<p>1. 処理の完了していない福島県の一部地域については、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。</p>

		<p>て発注準備を行った。</p> <p>平成 26 年 3 月には、南相馬市からの代行処理要請を受領した。</p>			
国交省	<p>1. 仙台市・名取市・山元町・宮城县では東北地方太平洋沖地震により発生した震災がれきの処理と最終処分量の縮減が課題となっていた。</p> <p>また、国土交通省東北地方整備局では、仙台湾南部海岸において、東北地方太平洋沖地震により被災した海岸堤防の復旧工事を実施に当たり、堤防の盛土等資材が大量に必要となることから、資材の安定的な入手と資材運搬車両の通行量の縮減が課題となっていた。</p> <p>そこで、関係者間で協同・連携を行い、コンクリート殻・津波堆積土砂を堤防の盛土材に活用できるよう、調査や試験施工を実施し、堤防材料に活用する取組を行っている。(②(ア))</p> <p>○今回の計画活用量 (H23-H27) 津波堆積土等 約 29.3 万 m<sup>3</sup></p> <p>また、八戸港等において、災害廃棄物を港湾工事に有効活用した。</p>	<p>1. 平成 25 年度までの活用実績 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市（津波堆積土等）約 9.0 万 m<sup>3</sup></li> <li>・名取市（津波堆積土等）約 4.9 万 m<sup>3</sup></li> <li>・山元町（津波堆積土等）約 6.4 万 m<sup>3</sup></li> </ul> <p>合計 約 20.3 万 m<sup>3</sup></p> <p>-</p>	<p>1. 平成 26 年度活用状況 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市（津波堆積土等）約 5.0 万 m<sup>3</sup></li> <li>-</li> </ul>	<p>1. 平成 27 年度活用予定 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用を予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市（津波堆積土等）約 4.0 万 m<sup>3</sup></li> </ul> <p>なお、平成 28 年度以降については、関係機関のガレキ処理業務が平成 26 年度で完了したため、実施予定なし。</p> <p>-</p>	
2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理	東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法（平成 23 年法律 110 号。以下「放射性物質汚染対処特別	環境省	<p>1. 福島県内の国直轄で処理を進める汚染廃棄物対策地域では、平成 25 年 12 月の対策地域内廃棄物処理計画の見直しにおいて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を市町村毎に設定した。</p> <p>帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を優先し、準備ができたところから、順次搬入を進めていく。また、これらの廃棄物の処理のため、仮設焼却施設の整備も進めていく。</p>	<p>1. 各市町村で仮置場の整備を進め、檜葉町、川内村、大熊町においては、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了した。</p>	<p>1. 各市町村で仮置場の整備を進め、南相馬市、双葉町、飯舘村、川俣町、葛尾村においては、帰還困難区域を除いて、平成 26 年度中に、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了を目指す。</p> <p>仮設焼却施設については、設置を予定している 7 市町村において、引き続き、整備を進め、着実に処理を進めていく。</p>

<p>措置法」という。)、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)、指定廃棄物(注39)の今後の処理の方針(平成24年3月環境省公表)等に基づき、適正かつ安全に処理を進める。</p> <p>また、廃棄物の再生利用時に、放射性物質による汚染に留意しつつ安全性を十分に確保するとともに、廃棄物以外の循環資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、引き続き、関係府省間の緊密な連携を図る。</p> <p>なお、放射性物質を含む廃棄物の処理を法制上どのように恒久的に位置付けるかについては、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき現在行われている廃棄物処理の実施結果を十分検証した上で、検討を行う。</p>	<p>2. 福島県内の指定廃棄物については、10万ベクレル/kg以下のものは既存の管理型処分場であるフクシマエコテック、10万ベクレル/kg超のものは中間貯蔵施設に搬入する計画。</p> <p>また、下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気などのおそれがあることから、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を行う。</p>	<p>2. 平成25年12月に既存の管理型処分場(フクシマエコテック)の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受け入れの要請を行った。この案について、平成26年2月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申し入れがあったことから、3月27日に管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し、中間貯蔵施設の設置候補地を3町から2町に集約する旨等を回答した。</p> <p>減容化事業については、福島市堀河町終末処理場、県中浄化センター(郡山市)において、下水汚泥の減容化事業を行い、県中浄化センターは、平成26年3月末日をもって事業を終了した。また、鮫川村においては村内で発生し処理が滞っている放射性物質を含む農林業系副産物等を処理するための実証事業の運転を平成25年8月から開始した。</p>	<p>2. フクシマエコテックの活用については、地元の富岡町及び楓葉町の当局や議会への説明を経て、平成26年4月に楓葉町、6月に富岡町に対し住民説明会を開催した。</p> <p>中間貯蔵施設の整備については、平成26年5月から6月にかけて、住民説明会を開催した。</p> <p>その後、7月から8月にかけて、福島県、候補地の大熊町・双葉町に、住民説明会の意見等を踏まえた財政措置を含む国の考え方の全体像を提示した。9月に知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達され、9月末から10月中旬にかけて地権者を対象にした説明会を開催した。</p> <p>減容化事業のうち、堀河町終末処理場は、平成26年10月末をもって運転を終了した。鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業については、平成26年度も継続中。</p>	<p>2. フクシマエコテックの活用については、地元の御理解を得て、出来るだけ早期に汚染廃棄物の処理が進められるよう、引き続き、富岡・楓葉両町及び福島県とよく相談しながら調整を進めていく。</p> <p>中間貯蔵施設については、福島県の各地に仮置きされている除去土壌等を、早期に中間貯蔵施設に搬入できるよう、その整備に向けて最大限努力していく。</p> <p>減容化事業のうち、鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業については、平成27年10月末まで焼却を行い、以降、焼却施設の解体予定。また、飯舘村蕨平地区においては、平成27年秋頃を目途に施設の運転を開始予定。福島県内の他の地域についても、大量の農林業系廃棄物等の処理が滞っているため、集約して減容化を行う施設を整備する方針のもと、地元との調整を進めていく。</p>
	<p>3. 福島県外の指定廃棄物については、指定廃棄物が多量に発生し、一時保管がひっ迫している5県(宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県)においては、国がそれぞれの県内に集約して、必要な処理施設を確保する方針。平成25年2月に、自治体との意見交換を重視するなど、処理施設の候補地の選定プロセスを大幅に見直す方針を公表。有識者会議を開催して、処理施設の安全性や候補地の選定手法等に関する議論を行うほか、上記5県において市町村長</p>	<p>3. 平成25年10月の有識者会議において、処理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめた。その後、宮城県では平成25年11月、栃木県では平成25年12月に候補地の選定手法が確定した。この選定手法に基づいて選定作業を行った結果、宮城県においては、平成26年1月に、詳細調査を実施する候補地を3か所(栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳)提示した。</p>	<p>3. 宮城県については、平成26年5月から6月に計4回開催した国・県・候補地3市町による関係者会談や、7月の市町村長会議などにおいて議論を重ね、平成26年8月に詳細調査を開始した。栃木県については、平成26年7月に詳細調査候補地を1ヶ所(塩谷町寺島入)提示した。</p> <p>千葉県では、平成26年4月に選定手法が確定した。</p>	

	<p>会議を開催し、指定廃棄物の処理に向けた共通理解の醸成を図り、処理施設の整備を着実に進めていく。</p> <p>4. 放射性物質に汚染された廃棄物の再生利用については、原子炉等規制法に基づき、廃棄物を安全に再生利用できる基準として定められている 100Bq/kg 以下の廃棄物について、再生利用を行っている。</p> <p>また、管理された状態で災害廃棄物を道路の路盤材等へ利用する際には、地表面から 30cm 以上の厚さが確保されていれば、およそ 3 千 Bq/kg 以下の再生資材を使用した場合でも、追加被ばくを <math>10 \mu\text{Sv}/\text{年}</math> 以下にすることができるという、再生利用の安全性の確保に係る方針を、平成 23 年 12 月に環境省から周知している。 (②)</p>	<p>4. 再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行った。また、平成 25 年 10 月には、福島県内の再生利用の促進に向けて、公共工事における建設副産物の再生利用の安全性確保に係る考え方を、内閣府支援チームとりまとめ 6 府省庁より周知した。</p>	<p>4. 引き続き、再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行っているところ。</p>	<p>4. 引き続き、再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行う。</p>
--	---	---	--	--

	<p>農林水産省では、食品の暫定規制値を超えない畜水産物を生産するための飼料の管理の目安として、<u>飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定め、都道府県等に周知徹底を図っている。</u></p> <p><u>肥料については、放射性セシウム濃度が 200 Bq/kg 以下の汚泥について肥料原料としての利用を認めて</u>いる。それに加え、長期間施用しても事故前の農地土壤の放射性セシウムの濃度範囲に収めができる値として、<u>汚泥肥料を含めた全ての肥料の暫定許容値を 400 Bq/Kg と定め、都道府県等に周知徹底を図っている。</u>さらに、<u>汚泥肥料については、福島県等の 16 都県で生産されるものについて、適宜、放射性物質の濃度を計測し、暫定許容値の適合状況をモニタリングしている。</u></p>	<p>1. 農林水産省のHPに飼料の暫定許容値の設定に係る関係通知、Q&amp;Aや関係者向けのリーフレットを掲載し、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行わわれないよう、<u>関係者に周知徹底を図った。</u></p> <p>2. 肥料については、暫定許容値を超える肥料の使用、生産及び流通が行わわれないよう、<u>関係者に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施している（実績：平成 26 年 4 月～平成 26 年 9 月迄、47 点）。</u>飼料については、<u>引き続き周知徹底を図っている。</u></p>	<p>1. 飼料については、<u>引き続き周知徹底等を図っている。</u></p>	<p>1. 飼料については、<u>引き続き周知徹底等を図ていく。</u></p> <p>2. 肥料については、<u>引き続き周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施する予定。</u>飼料については、<u>引き続き周知徹底等を図っていく。</u></p>
	<p>内閣府</p> <p>1. 廃棄物の発生量を抑制することや、避難指示区域等におけるインフラ復旧のための工事が本格化すること等を踏まえ、関係省庁が協力して、放射性物質の影響を受けた建築物等の解体・修復工事等に伴い発生する建設副産物の再利用及び再生利用の基本的考え方を定めた。</p>			